1:2,500

江南市都市計画基本図 No. 07

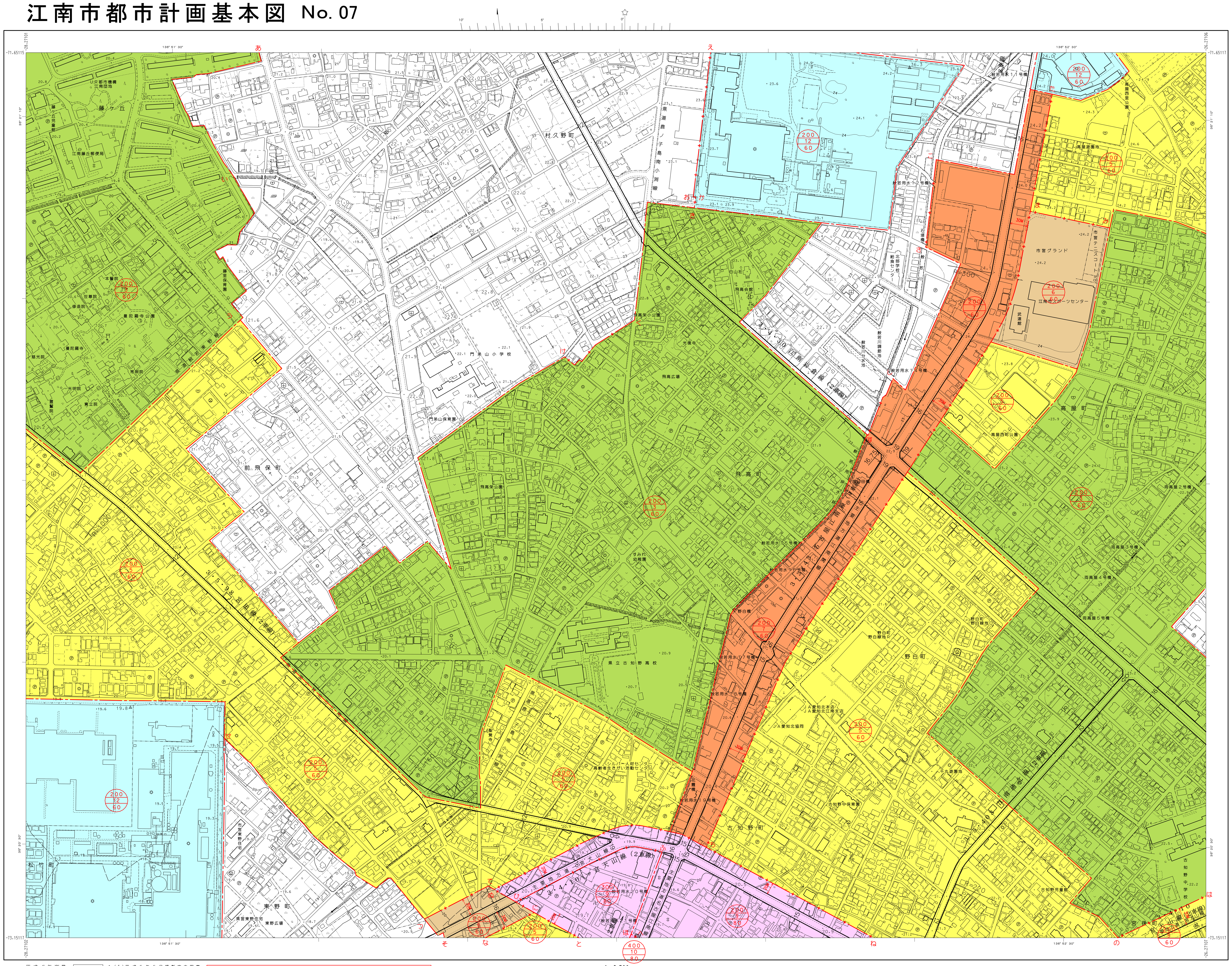

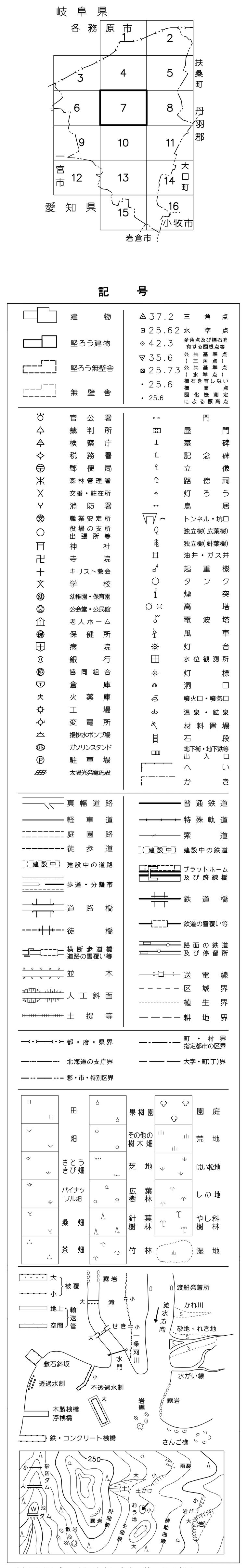

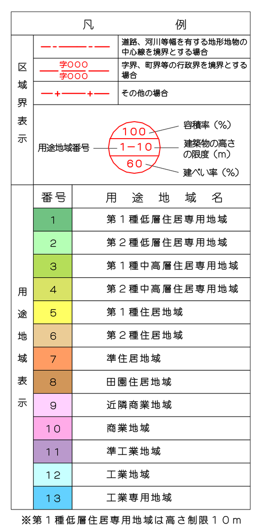

座標系は平成14 年国土交通省告示第 9 号の規定による第 Ⅶ 座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は 0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は 2 メートル
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」

No. 07

平成 5 年測量
平成 11 年修正
平成 18 年修正
平成 24 年修正
平成 29 年修正
令和 4 年修正

1.（1）平成 5 年 5 月撮影空中写真
（2）平成 5 年 7 月現地調査
2.（1）平成 11 年 7 月撮影空中写真
（2）平成 11 年 9 月現地調査
3.（1）平成 17 年 4 月撮影空中写真
（2）平成 17 年 10 月現地調査
4.（1）平成 23 年 1 月撮影空中写真
（2）平成 23 年 9 月現地調査
5.（1）平成 28 年 1 月撮影空中写真
（2）平成 28 年 8 月現地調査
6.（1）令和 3 年 1 月撮影空中写真
（2）令和 3 年 7 月現地調査

あ～い	藤ヶ丘と村久野町の字界
い～う	藤ヶ丘と前飛保町の字界
え～お	グンゼ（株）江南工場界
お～き	中電高圧線敷地界 お～か　　３Ｍ か～き　　１３Ｍ
く～け	栄9番、12番、15番、17番、33番、35番、49番、366番、367番（市街化区域）と栄11番1、11番2、11番3、16番1、16番2，31番2，32番、401番、403番（調整区域）の筆界
こ～さ、し～す	般若川の左岸
せ～そ	飛高町と東野町の字界
た～ち	都市計画道路３・３・４３名古屋江南線の道路端より３０Ｍ
つ～て、な～に、の～は	都市計画道路３・４・１０一宮犬山線の道路端より３０Ｍ

1：2,500

て～と	道路端より２０Ｍ
ぬ～ね	都市計画道路３・４・１０一宮犬山線の道路端より２０Ｍ
ひ～ふ	都市計画道路３・４・１０一宮犬山線の道路端
へ～ほ	図Ｎｏ。１０の道路端より２０Ｍ
ま～み	清水92番1、93番、94番、95番、96番、97番1、97番3、98番、100番、188番（第一種住居区域）と清水117番、188番（第二種住居区域）の筆界

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号） 平 5 部公 第 1023 号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号） 平 11 部公 第 87 号」
「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号） 平 17 部公 第 26 号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号） 平23 部公 第215 号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号） 平28 部公 第 48 号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
（助言番号） 令 3 部公 第 70 号」

許可なく複製を禁ずる。

江 南 市
アジア航測(株)